

特別重点調査の基準

1 趣旨

この基準は、堺市上下水道局建設工事低入札価格調査実施要領（以下「低入要領」という。）5（1）に該当する低入札価格調査対象者のうち、次の基準に該当する者に対し、低入要領6に定める調査に特別重点調査を追加して実施する。

2 基準

入札者が提出した工事費内訳書における4費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）が、次の①から④までのいずれかに該当する場合、特別重点調査の対象となる入札者（以下「調査対象入札者」という。）となる。

- ① 工事費内訳書の直接工事費が、本市の設計金額の直接工事費に87パーセントを乗じた額に満たない場合
- ② 工事費内訳書の共通仮設費が、本市の設計金額の共通仮設費に75パーセントを乗じた額に満たない場合
- ③ 工事費内訳書の現場管理費が、本市の設計金額の現場管理費に75パーセントを乗じた額に満たない場合
- ④ 工事費内訳書の一般管理費が、本市の設計金額の一般管理費に30パーセントを乗じた額に満たない場合

3 提出書類

調査対象入札者は、特別重点調査資料作成要領に従って作成した、別紙「特別重点調査に係る様式」及び特別重点調査資料作成要領に定めている添付書類（以下「調査資料」という。）を、本市の指定する期限までに全て提出しなければならない。

本市の指定する期限までに調査資料を提出しない調査対象入札者は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとし落札者とししないものとする。

4 特別重点調査の内容

（1）特別重点調査の実施方法

- ① 特別重点調査は調査資料をもとに、工事費内訳書が合理的かつ現実的なものであるか、次の例のように徹底して調査し、工事費内訳書が契約対象工事に係る実際の収入及び支出を表したものであるかどうか確認する。

（例1）工事の施工に必要な全ての費用を適切に計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても、工事の施工に必要な費用であるとして、適切に計上されているかを確認する。

（例2）計上する金額は、計数的根拠のある合理的なものでなければならないものとし、現場への精通といった計数的根拠が希薄な理由で低価格の積算をしていないか、現場事務所の設置に代えて自社施設の活用を予定している場合に具体的な低減額を計数

的に把握して積算をしているか、下請業者による施工を予定している場合に下請予定業者（入札者が工事を直接請け負わせることを予定している下請負人をいう。以下同じ。）の見積金額を反映しているかなどを確認する。

（例3）計上する金額は、現実的なものでなければならないものとし、単に下請予定業者の見積金額によってだけでなく、原則として、その下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられているかなどを確認する。

- ② ①の調査によって、工事の施工に必要な費用が工事費内訳書に適切に計上されているかどうか確認されるが、入札価格が調査基準価格を下回ること、工事の手抜き、安全対策の不徹底、下請予定業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化といった問題が生じかねないことから、その下回る金額が確実に調査対象入札者によって負担され、他へ転嫁されるおそれがないことを確認する。

（2）特別重点調査の実施に係る連絡等

- ① 開札後、本市から調査対象入札者に調査資料の提出について連絡する。その際、上記「2 基準」に該当することとなった費目（以下「該当費目」という。）を調査対象入札者に通知する。該当費目により、別紙「特別重点調査に係る様式一覧」に記載の様式が提出対象となる。調査資料は、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日後の午後5時までに提出しなければならない。提出期限の日が堺市の休日に関する条例（平成2年12月26日条例第20号）第2条に規定する休日（以下「市の休日」という。）の場合はその翌日を提出期限とする。また、本市は、調査対象入札者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断するため、必要に応じ、調査対象入札者に対して、調査資料以外の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、調査対象入札者は、本市が求める調査資料のほか、当該契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

特別重点調査の調査資料の提出についての連絡は、迅速に落札業者の決定を行うため、入札説明書「19 入札参加資格の事後審査」と並行して実施する。特別重点調査と入札参加資格の事後審査のどちらかの無効（失格）要件に該当することが判明した場合は、その段階で、その判明した理由により当該業者を落札者としない。

- ② 調査資料の受領後、本市の指定する日に調査対象入札者からヒアリングを行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを厳格に確認するものとする。
- ③ 調査資料については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、特別重点調査により、本市が必要と認めた場合、又は調査対象入札者に対し必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、この限りでない。

なお、教示を踏まえた調査資料の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限は、原則として提出を指示した翌日から起算して3日後の午後5時までとする。また、提出期限の日が市の休日の場合はその翌日を提出期限とする。

（3）特別重点調査の手続き

本市は、調査対象入札者が構築しようとする品質確保及び安全管理のための体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制のための費用について調査を行うほか、該当費目について、調査資料により厳格に確認を行う。ただし、該当費目のみの確認だけでは当該契約の

内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断しかねる場合は、該当費目以外の費目についても厳格に調査を行うものとする。

5 問い合わせ先・調査資料提出先

堺市上下水道局 水道部 水道建設管理課

〒591-8031 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

電話：072-250-6266